

## 牛の個体識別情報検索サービスホームページ広告掲載要領

18 独家セ第825号  
平成18年11月1日

### (目的)

第1条 この要領は、別に定めるもののほか、牛の個体識別情報検索サービスのホームページ（以下「検索サービスホームページ」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 検索サービスホームページとは、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）に基づき牛個体識別台帳に関する情報を公表するため、独立行政法人家畜改良センター（以下「センター」という。）が管理するホームページのことをいう。
- (2) バナー広告とは、検索サービスホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。

### (広告の種類)

第3条 検索サービスホームページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

### (掲載可能な広告等の範囲)

第4条 検索サービスホームページに広告を掲載することができる者、広告の内容、広告のデザイン及び当該広告がリンクしているホームページの内容の範囲は、牛の個体識別情報検索サービスに係る広告掲載要綱（平成18年11月1日付け18独家セ第824号）及び同別記「牛の個体識別情報検索サービスに係る広告掲載基準」の規定による。

### (広告の規格、表示方法、広告表現の基準)

第5条 広告の規格は、次のとおりとする。

 (イメージ)	サイズ 縦60ピクセル、横120ピクセル
	形式 GIF（アニメーション不可）・JPEG・PNG
	データ容量 10KB以下

2 広告の表示方法は、次のとおりとする。

- (1) 広告を掲載するページ 検索サービスホームページのトップページ下部
- (2) 掲載枠 6枠、募集業者数の上限なし（トップページへアクセスするたびに6業態の広告を無作為に表示：ランダム表示）

3 広告表現の基準については、別記「牛の個体識別情報検索サービスホームページ広告表現基準」に定める。

4 前3項と異なる規格等については、独立行政法人家畜改良センター理事長（以下

「理事長」という。)が、別に定めることができる。

(広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、定期募集にあつては6か月間とする。また、随時募集にあつては、掲載手続き完了後の残りの月数とする。

2 広告の掲載開始日は、原則として、10月1日又は4月1日とし、掲載開始日の午後5時までに掲載を開始する。また、随時募集にあつては、掲載手続き完了後の翌月の1日を掲載開始日とする。なお、広告の掲載終了日は、3月末日又は9月末日とし、掲載終了日の翌日の午後5時までに掲載を終了する。

3 前項における広告の掲載開始日、又は広告の掲載終了日の翌日が独立行政法人家畜改良センター職員就業規則(平成13年4月1日付け13規程第5号)で定める休日、祝祭日のときは、その翌日とする。

4 第1項と異なる期間については、理事長が別に定めることができる。

(広告掲載料)

第7条 掲載枠1枠あたりの広告掲載料は、類似広告の市場価格等を勘案し、理事長が定めるものとする。

(広告掲載の募集)

第8条 広告掲載の募集は、検索サービスホームページ等で公募する。

2 定期募集の案内は、第6条第2項の規定による広告の掲載終了日の50日前となったときに行う。

3 理事長は、公募を行うに当たって広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載の申込み)

第9条 広告掲載希望者にあつては、理事長が指定する期日までに、様式第1号により、広告掲載申込書を郵送にてセンターに提出するものとする。

(広告掲載の審査)

第10条 理事長は、広告掲載希望者から前条による広告掲載申込書を受理したときは、第4条の規定に基づき、広告掲載の可否について審査を行う。

(審査結果及び広告掲載可否の通知)

第11条 理事長は、広告掲載の審査が終了したときは、広告掲載希望者に対して、様式第2号の1又は様式第2号の2により、審査の結果及び広告主(契約者)として決定した旨又は、掲載について見送る旨を通知する。

(広告掲載料の納付)

第12条 広告主は、広告掲載料を理事長が指定する期日までに一括前納するものと

し、前納にかかる経費については広告主の負担とする。ただし、広告主が国、地方公共団体又は独立行政法人であるときには、広告の掲載終了日以降、理事長の指定する期日までに一括後納することができる。

- 2 前項の規定による代金収納の取扱については、独立行政法人家畜改良センター収入金管理規程（平成18年7月10日付け18独家セ第460号）により行う。

（広告原稿の作成及び提出）

第13条 広告主は、理事長が指定する期日までに、広告原稿（画像データ）をセンターの指定する場所に提出するものとする。

- 2 前項の規程により作成する広告原稿（画像データ）は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

（広告内容、デザイン等の審査）

第14条 広告の内容及びデザイン等については、検索サービスホームページの信用性及び信頼性等を損なうことのないよう、広告審査会において審査を行う。

- 2 理事長は、第13条第1項の規程により提出された広告原稿について、審査の結果、デザイン及び当該広告がリンクしているホームページの内容等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがある、又はこの要領等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

- 3 デザイン等広告表現に関する基準は、第4条及び第5条に規定するもののほか、理事長が別に定めることができる。

（広告内容等の変更）

第15条 広告主は、広告の内容、リンク先、広告画像を変更するときは、変更しようとする日から起算して10日前までに様式第3号により、理事長に申し出るものとする。

（広告掲載の取消し等）

第16条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告掲載の決定を取り消し、又は事由が解消されるまでの間、広告掲載を停止することができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき
- (2) 第14条第2項の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき
- (3) 広告主、バナー広告の内容又は当該広告がリンクしているホームページの内容等が、各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるとき、又は、この要領等に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき
- (4) 当該広告がリンクしているホームページを閲覧することにより、コンピュータウイルス等に感染するおそれがあるとき
- (5) その他、検索サービスホームページへの広告掲載が適切でないとして理事長が判

断したとき

- 2 前項の規定により広告の掲載を取り消したときには、様式第4号により、広告主に対し取消理由を付した書面により通知するものとする。
- 3 第1項の規定により広告の掲載を取り消したときは、既納の広告掲載料は返納しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により、広告の掲載を取り消したときは、この限りではない。
- 4 広告主の責めに帰さない事由により広告の掲載を取り消したときに返還する広告掲載料は、次の式により算出した金額とし、利子を付さない。また、1円未満の端数については切り捨てる。

【計算式1】

$$\text{返還金額} = \text{納付金額} \times \frac{\text{掲載を取り消した月以降の残りの月数}}{\text{掲載期間}}$$

- 5 第1項の規定により広告の掲載を取り消されたとき、第12条第1項ただし書により広告掲載料を一括後納する広告主は、掲載を取り消された月までの月数分の広告掲載料を納付するものとする。
- 6 前項の規定により納付する広告掲載料は、次の式により算出した金額とする。また、1円未満の端数については切り捨てる。

【計算式2】

$$\text{納付金額} = \text{契約金額} \times \frac{\text{掲載を取り消された月までの月数}}{\text{掲載期間}}$$

(広告掲載の取下げ)

- 第17条 広告主は自己の都合により、検索サービスホームページへの広告掲載を取り下げることができる。
- 2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、様式第5号の1又は様式第5号の2により、理事長に申し出るものとする。
  - 3 前項の規定により広告掲載の取下げを受理したときは、納付済みの広告掲載料は返還しない。
  - 4 第2項の規定により広告掲載を取り下げたとき、第12条第1項ただし書により広告掲載料を一括後納する広告主は、見積金額の全額を納付するものとする。

(広告掲載料の返還)

- 第18条 センターの都合で検索サービスホームページの運営を停止したときであって、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主

に返還する。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、次の式により算出した金額とし、利子を付さない。また、1円未満の端数については切り捨てる。

**【計算式3】**

$$\text{返還金額} = \text{納付金額} \times \frac{\text{掲載ができなかった月数}}{\text{掲載期間}}$$

- 3 前項の計算式において、掲載ができなかった月数とは、積算日数で30日を1か月とし、30日未満については切り捨てる。
- 4 第1項の規定により検索サービスホームページの運営を停止したとき、第12条第1項ただし書により広告掲載料を一括後納する広告主は、掲載された月数分の広告掲載料を納付するものとする。
- 5 前項の規定により納付する広告掲載料は、次の式により算出した金額とし、利子を付さない。また、1円未満の端数については切り捨てる。

**【計算式4】**

$$\text{納付金額} = \text{契約金額} \times \frac{\text{掲載した月までの月数}}{\text{掲載期間}}$$

- 6 前項の計算式において、掲載した月までの月数とは、積算日数で30日を1か月とし、30日未満については切り上げる。

(ホームページの整備)

第19条 センターは、利用者にわかりやすいサイト構築及びホームページの接続環境等の最適化を図るため、検索サービスホームページの改修等を必要に応じホームページ製作者等に発注することができる。

(広告主の責務)

第20条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権の全てにつき権利処理が完了していることを保証するものとする。
- 3 広告主は、当該広告がリンクしているホームページを閲覧することにより、コンピュータウイルス等に感染するおそれがある場合には、直ちに理事長へ申し出るものとし、センターはこの報告を受けたときは、リンク先ホームページの安全が確認できるまでの間、当該ホームページへのリンクの削除又はリンク先の変更を行うこ

とができるものとする。この場合において、センターは既に納付されている広告掲載料の返還を行わないこととし、また、損害賠償の一切の責を負わないものとする。

4 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされたときは、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(裁判管轄)

第21条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、センター本所の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(その他)

第22条 この要領に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は牛の個体識別情報検索サービスに係る広告掲載要綱の規定を適用する。

第23条 前条に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

(施行年月日)

この要領は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

(施行年月日)

この要領は、平成20年6月20日から施行する。

附 則

(施行年月日)

この要領は、平成21年2月19日から施行する。

附 則

(施行年月日)

- 1 この要領は、平成27年3月1日から施行する。
- 2 随時募集による牛の個体識別情報検索サービスホームページ広告掲載手続き（平成19年2月2日付け18独家セ第1223号）は、この要領の施行をもって廃止する。

附 則

(施行年月日)

この要領は、平成28年7月19日から施行する。

附 則

(施行年月日)

この要領は、平成28年8月3日から施行する。